

パブリックコメント用素案

【令和8年2月17日（火）から令和8年3月18日（水）17時まで】

掘割を守り育てる行動計画（案）

（第3次行動計画）

～生きものを育む空間へ～

令和8年2月

柳川市

目次

第1章 はじめに	
1 計画策定の背景と目的	1
(1) 背景と目的	1
(2) 柳川の水のルーツ	4
第2章 計画の概要と基本姿勢	
1 計画の概要	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の位置づけ	9
2 実施にあたっての市・市民等・事業者の行動指針	10
第3章 現状と課題	
1 水環境の保全	11
2 水郷景観の継承	20
3 掘割を守り育てる実践行動	22
4 第2次掘割を守り育てる行動計画の検証	25
第4章 目指す将来像および基本方針	
1 将来像	26
2 基本方針	26
3 数値目標	26
4 施策の体系	27
第5章 施策及び事業	
基本方針① 水環境の保全	28
(1) 流水の確保	28
(2) 掘割・水利施設の整備と管理	29
(3) 水質の浄化	30
(4) 流域連携	30
(5) 生態系の保護	31
基本方針② 水郷景観の継承	32
(1) 水郷景観の保全と創造	32
(2) 水辺空間や緑地の保全と創造	33
基本方針③ 掘割を守り育てる実践行動	34
(1) 様々な世代への環境教育の推進	34
(2) 情報の共有化	35
(3) 市民協働による実践行動の推進	36
(4) 循環型社会の形成	37
第6章 計画の推進体制	
1 推進体制の整備	38
2 国・県・関係機関との連携	39
3 計画の進行管理	39
参考資料	
柳川市掘割を守り育てる条例	40
柳川市掘割を生かしたまちづくり審議会委員名簿	45

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

本市は、九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川の最下流に位置しています。約2,200年前の弥生時代中期から人が住みはじめ、湿地を開拓するために溝を掘り、その土を盛り上げて、水稻耕作に必要なかんがいと排水、生活用水の確保を担う「掘割」*網を徐々に形成していきました。中世には荘園経営のもとで耕地化が一層進み、市内外に残る条里の遺構や地名は古代、中世から現在まで引き継がれる土地の歴史を物語っています。また、一部の掘割は、戦国時代から江戸時代にかけて城下町の建設とともに掘り替えられて、城を守る城堀が造されました。

市全域が平坦な地形で元々水が十分にある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、市全域に総延長およそ930キロメートルにも及ぶ大小の掘割が網の目のように巡る独特の景観が築かれ、歴史的文化遺産となっています。

掘割は、昔はかんがいや排水はもちろんのこと、洪水からまちや人を守り、城下防衛や炊事・洗濯・飲料水などの生活用水の供給源として、また人や資材の運搬路として、重要な役割を果たしてきました。現在でも農業用水として本市の産業を支えているほか、防火用水や川下りコースとして観光にも活用されています。

また、掘割は堰や樋門などの「もたせ*」により大雨の際に雨水を一時遊ばせて内水氾濫を防ぐ「遊水機能」や雨水を貯めて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、水生生物や微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」を有し、市民の安らぎの場としても機能しています。

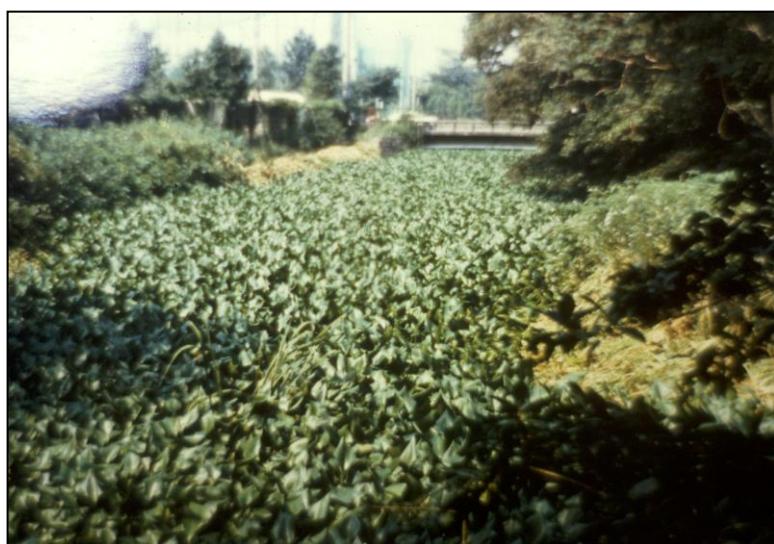
ところが、昭和30年代から高度経済成長期に入り、社会経済活動の拡大や都市化の進展、水道の普及など生活様式の変化が進み、本市でも景観の変ぼう、生活排水や事業所排水等による掘割の水質汚濁など環境の悪化が進みましたが、昭和50年代の河川浄化事業により市民と一緒に水路清掃等に取り組み、大幅な改善が図られました。

そこで、柳川市は、貴重な掘割の水環境をより良い状態で次世代へ引き継ぐことを最重要課題と位置づけ、さらなる水環境の改善を目指し、「柳川市掘割を守り育てる条例」(愛称「水の憲法」)を平成19年4月に施行しました。条例の基本方針は、掘割を生かしたまちづくりを市民・事業者・行政が一体となって推進することにあります。これを具体化するため、平成20年3月に「第1次掘割を生かしたまちづくり行動計画」を、平成26年3月には「第2次掘割を守り育てる行動計画」をそれぞれ策定し、水質改善を含む様々な施策に取り組みました。しかしながら、生活排水が適切に処理されず、掘割に流れ込むことがあるため、掘割の水が流れ込む河川や海など周辺環境への影響も依然として懸念されます。

また、地球温暖化の影響による風水害が激甚化・頻発化しており、高潮や洪水リスクが高まるとともに、矢部川水系の下流に位置するという地理的要因による干ばつ（渴水）の顕在化も顕著になっています。降雨の集中化により内水氾濫の危険性が高まる一方、季節的な降水量の偏りは農業用水の安定供給にも影響します。加えて、水温の上昇は水質の悪化を招き、水生生物の生息環境にも影響を及ぼしています。このような状況を踏まえ、掘割の機能を最大限に生かしつつ水環境を守るには、気象変動に柔軟に対応できる水の運用が不可欠です。

こうした認識を背景に、第2次行動計画の計画期間満了を迎える現在、柳川市の水環境と水郷景観の保全を一層進め、実践的な成果を確実に残すために「第3次掘割を守り育てる行動計画」を策定します。第3次行動計画は、気象変動に対応した安定的な水の運用と景観の持続的な保全を両立させ、市民・事業者・行政が協働して掘割を守り育てる道筋を明確に示すものです。これにより、今後も掘割がもたらす水辺の恵みと美しい景観を、次世代へ確実に引き継いでまいります。

- * 掘割…「柳川市掘割を守り育てる条例」及びこの行動計画でいう掘割は、柳川市内を流れる全ての水路（クリーク）を言います。市内の水路は、農村部の農業用水路としての役割を持つものと市街地の城堀に大別されますが、その両方を含め、人工的に掘ったものを言います。
- * もたせ…水路網の水位を保つために節目節目に設けられた様々なタイプの樋門や堰（乗越堰や橋台がV字に狭くなっている橋など）を利用して大雨の際も水の流れを妨げ、もちこたえ、水路網全体に水を分散させて、下流へたどり着くまでの時間を長引かせるようにする治水と利水を兼ね備えたシステムのこと。



(昭和 52 年頃の荒廃した市内水路)



(現在の市内水路：柳川市柳町)

(2) 柳川の水のルーツ

市内を流れる水は、その大部分が矢部川水系に依存しており、先人たちが風土の悪条件と闘い、生活していく中で現在見られるような掘割が形成されました。特に藩政時代初期に矢部川の水を導くという水利体系が完成しました。

矢部川は、長い間にわたって城下へ水を運び続け、重要な役割を果たしてきました。現在も市民はこの河川から大きな恩恵を受けていますが、その昔、矢部川をめぐり、長い間にわたって続けられた水争いの歴史が秘められています。

1620年、田中家断絶のあと立花宗茂が再び柳川藩主として返り咲きました。自藩の水の乏しさを知っていた立花氏は自藩の三潴郡の南東部、下妻郡の一部（現在の筑後市）を合わせた美田と、久留米藩の上妻郡の矢部川左岸側（現在の八女市・八女郡）との交換を幕府に願い出ました。願い出は認められ、領地の分割統治が行われたと伝えられています。

このときから矢部川は「境川」として、中上流域で左岸側が柳川藩、右岸側は久留米藩とに区分され、両藩の熾烈な水争いの舞台となったのです。

柳川藩では、主に広瀬堰から下流に水田が広がっています。しかし、その上流約6kmの地点には久留米藩の花宗堰があり、矢部川の水はほとんどここから花宗川へ引き入れられてしまうため、広瀬堰にはその支流辺春川・白木川の水が流れてくるだけとなりました。

そこで柳川藩は、花宗堰の上流にある唐ノ瀬堰を強化して廻水路（バイパス）をつくり矢部川の水を花宗堰の下流に注ぐ辺春川に合流させたのです。当然、花宗堰には支流星野川の水が流れてくるだけで、久留米藩も応戦していきます。

久留米藩は、唐ノ瀬堰のすぐ上流に惣川内堰を設け、廻水路で唐ノ瀬堰の下流に水を落としました。水争いはいよいよエスカレートして、今度は惣川内堰のわずか上流に柳川藩の込野堰が設けられ、またその上流に久留米藩の黒木堰が、さらに上流に柳川藩の三ヶ名堰、そしてその上流に久留米藩の花巡堰がつくられるなど堰づくり競争が繰り広げられました。

日向神ダムから川沿いに下ると、山肌を掘りぬいた水路が右岸、左岸と交互に現われます。中には延々9kmにわたって山の中腹の断崖に石を積み重ねた廻水路もあります。しかも、廻水路の途中には助水路が設けられ、沿線の水田をかんがいしたわずかな水もこれで受けて自藩の堰へ流すという仕組みになっており、一滴たりとも他藩内に水を落とさないという徹底ぶりでした。それは自藩の元堰までいかにして矢部川の水を導くかという藩の存亡をかけた大事業でした。骨身を削る水争いは堰づくりばかりではありませんでした。

矢部川左岸の辺春川合流点下流から、白木川合流点までの北山地区の堤防を「千間土居」と呼びます。長さが千三百間あるところから千間土居と呼ばれ、1695年柳川藩普請役の田尻惣馬によって築かれました。この千間土居には、隠しばねがつくれられており、どんな洪水にもびくともせず、土居にあたった水ははね返って、対岸

の堤防を壊したほどだったそうです。

このような両藩の熾烈な水争いの跡をみると、当時から水がいかに貴重なものであつたかを知ることができ、今日でもその恩恵を受けている私たちは、先人が苦労して造り上げた水体系により流れてくる水を大切に利用する必要があります。

型式：固定堰



(花宗堰：八女市津江)

型式：ゴム引布製起伏堰



型式：固定堰



(松原堰：みやま市瀬高町本郷)

型式：固定堰



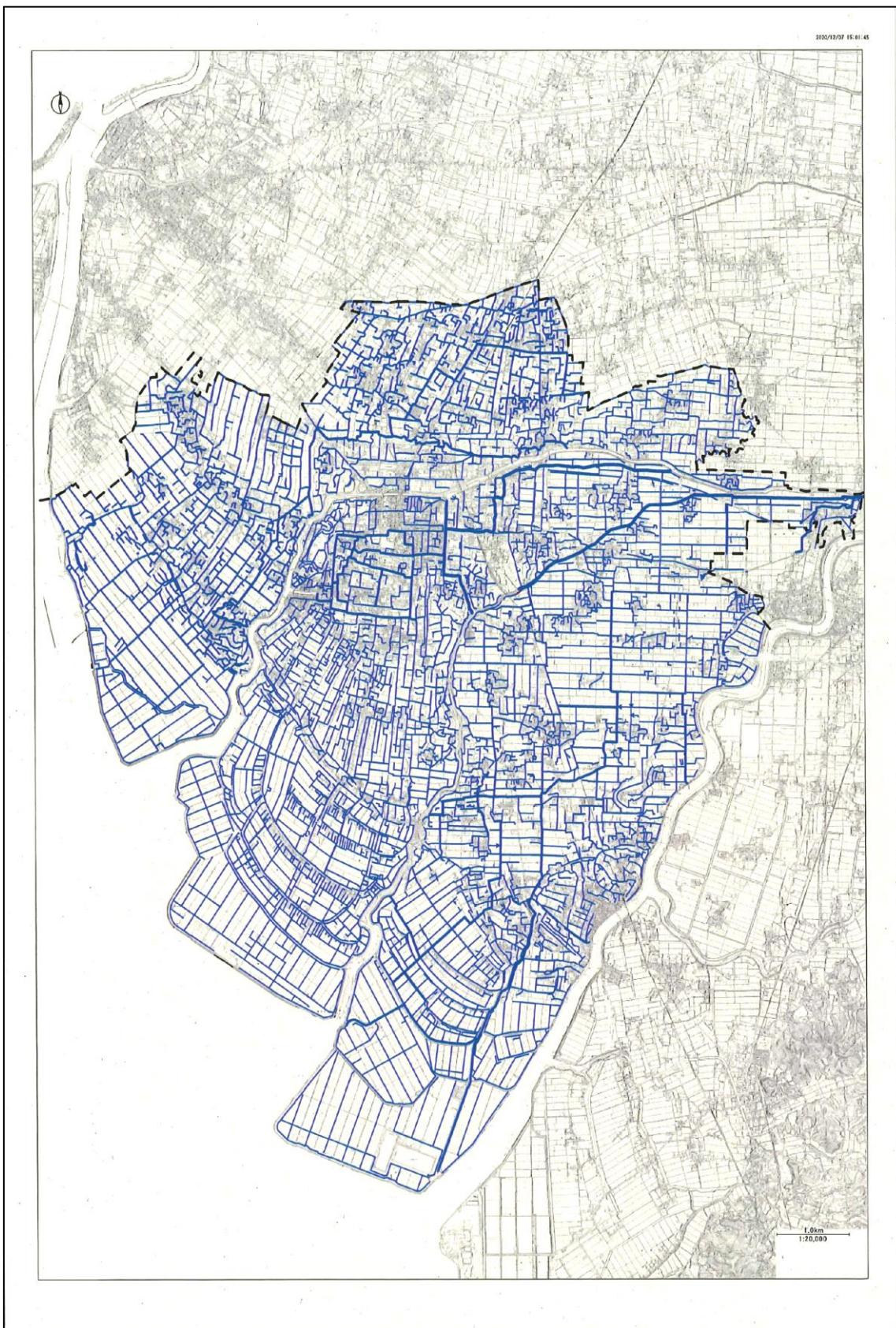
(岩神堰：みやま市瀬高町本郷)



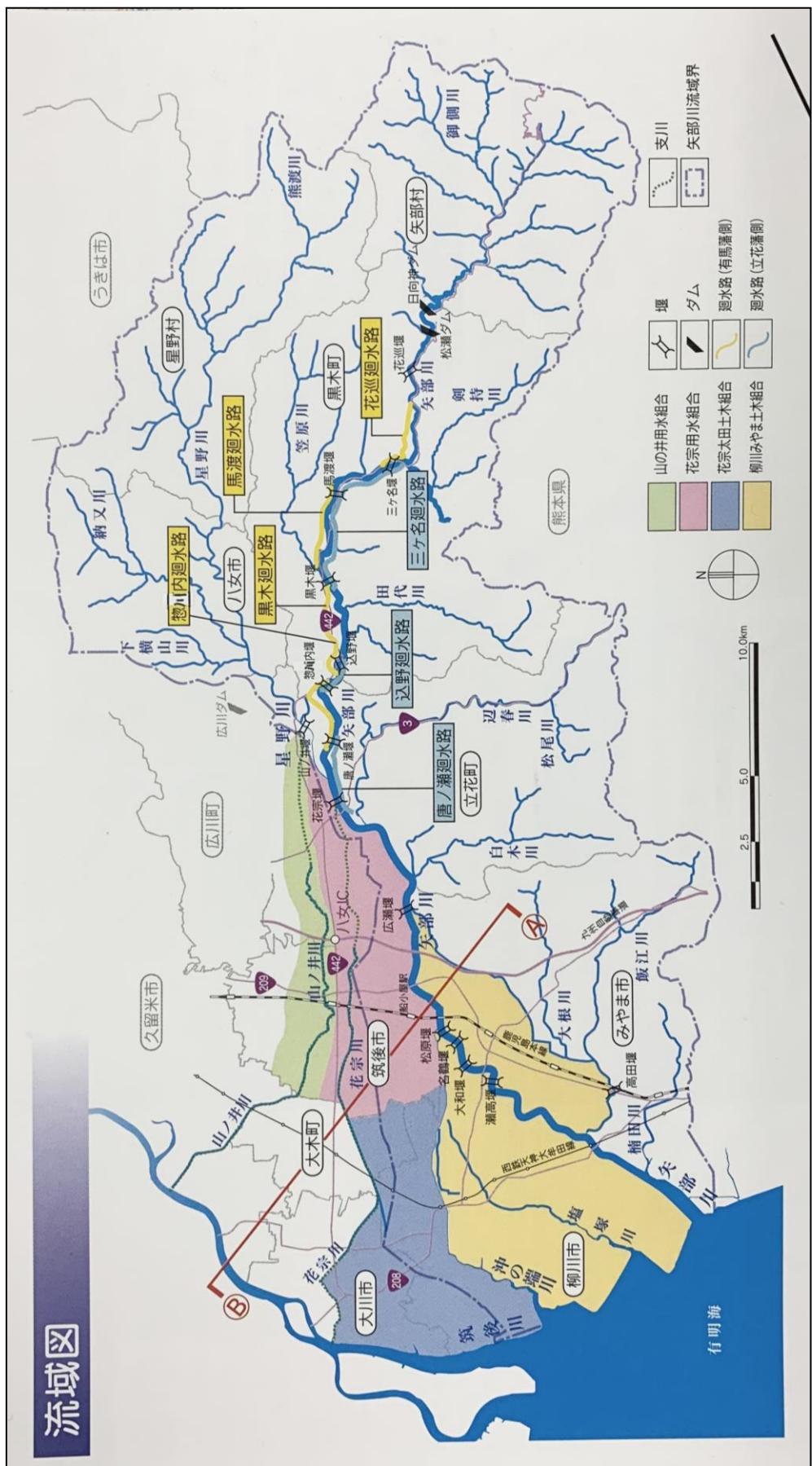
(二ツ川堰：柳川市三橋町百町)

●柳川市内の水路網図

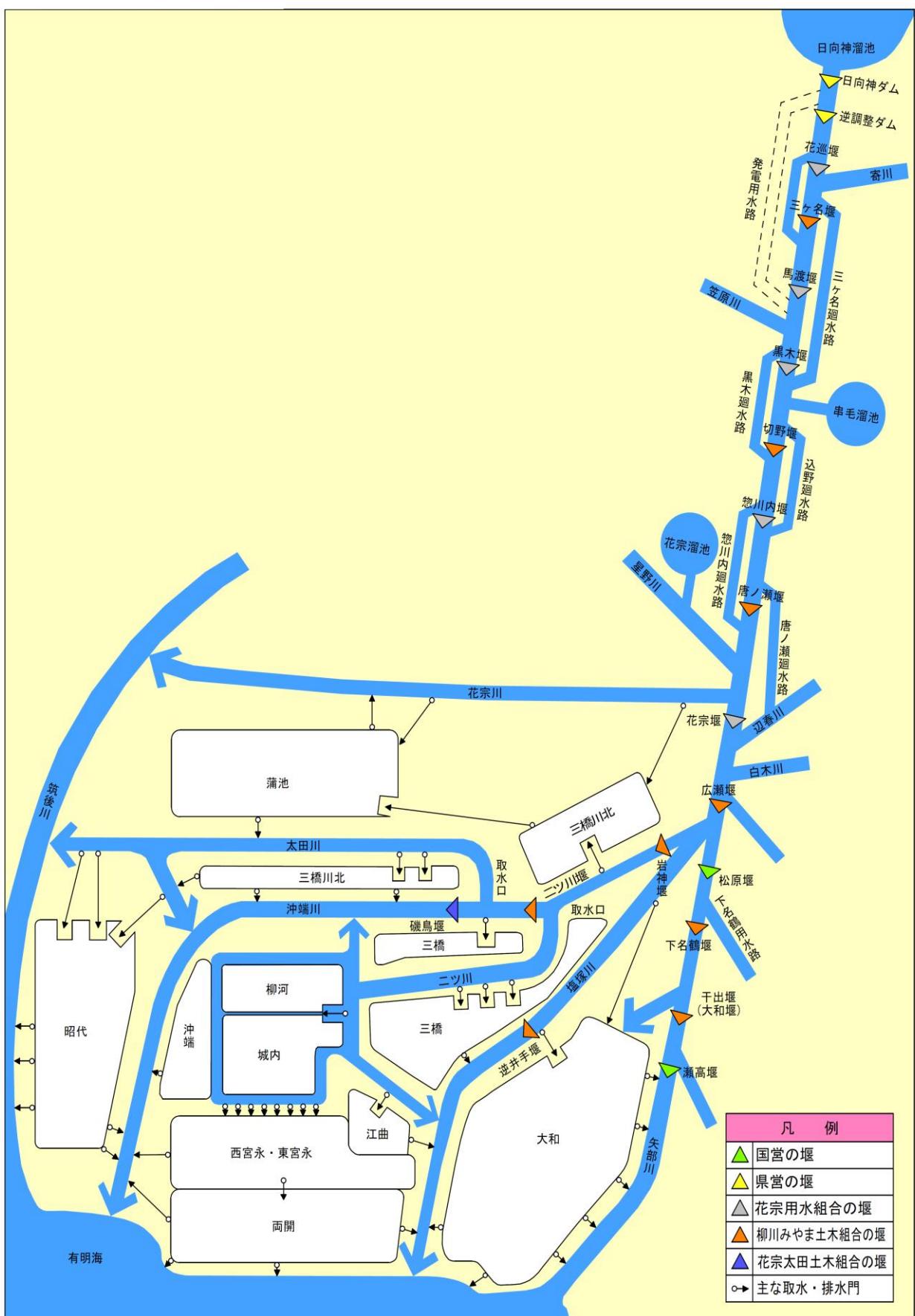
(市内水路の総延長：約 930 km)



●矢部川の流域図



●矢部川の用水略図



第2章 計画の概要と基本姿勢

1 計画の概要

(1) 計画の期間

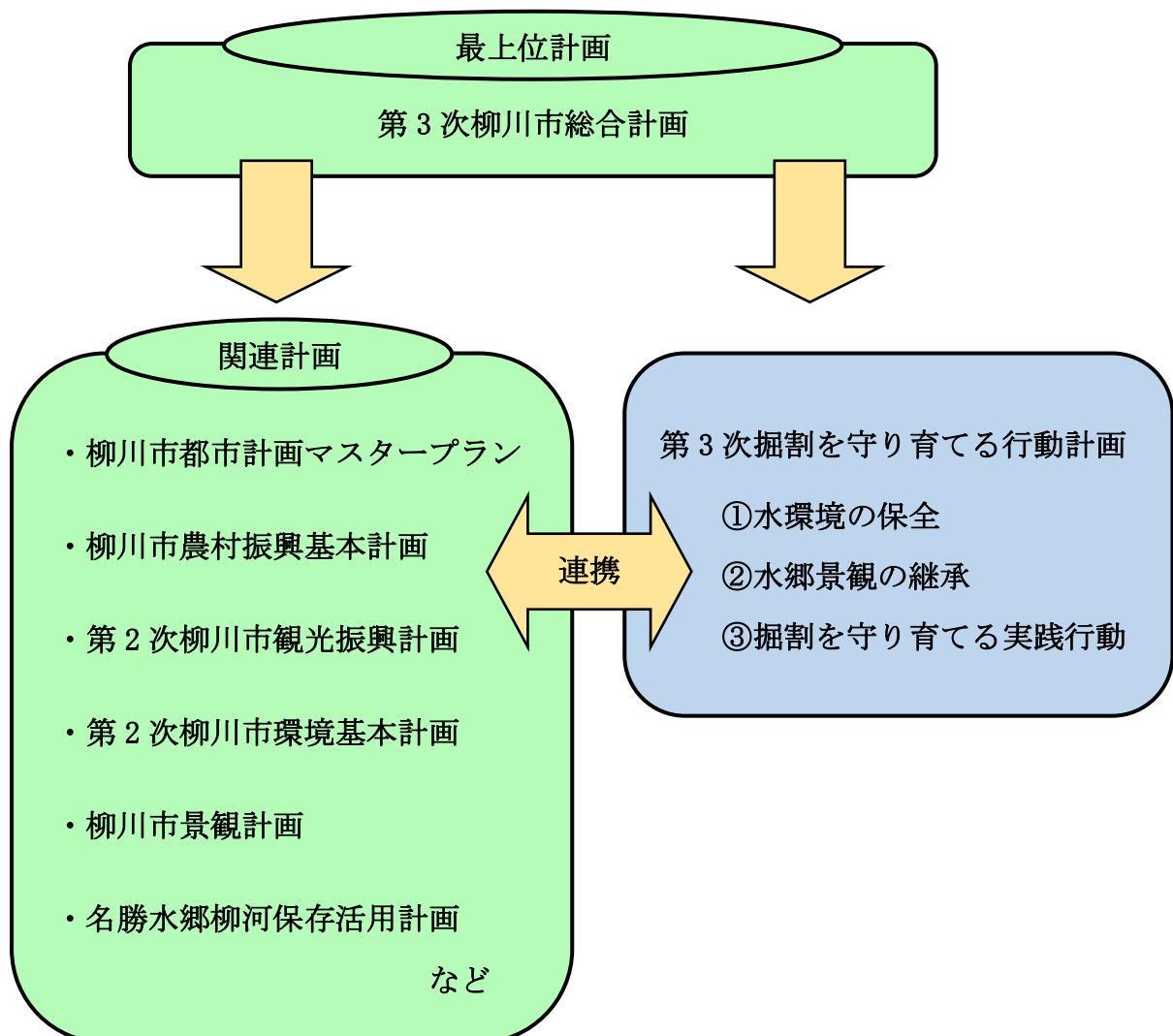
本計画の対象期間は、令和8年度から令和17年度までの10か年とします。なお、期間内においても、必要に応じて計画の見直し、修正を行います。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、柳川市全域を対象とします。

また、市の最上位計画である「柳川市総合計画」に基づき、市の都市計画や、農業振興、観光振興、環境保全、景観などの各種計画と連携を図りながら、貴重な掘割の水環境を保全し、次世代に引き継ぐための計画です。

●第3次掘割を守り育てる行動計画の位置づけ



2 実施にあたっての市・市民等・事業者の行動指針

掘割を守り育てる条例の理念を実現するため、市・市民等・事業者が相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って推進に努めるものとします。

① 市が行うこと

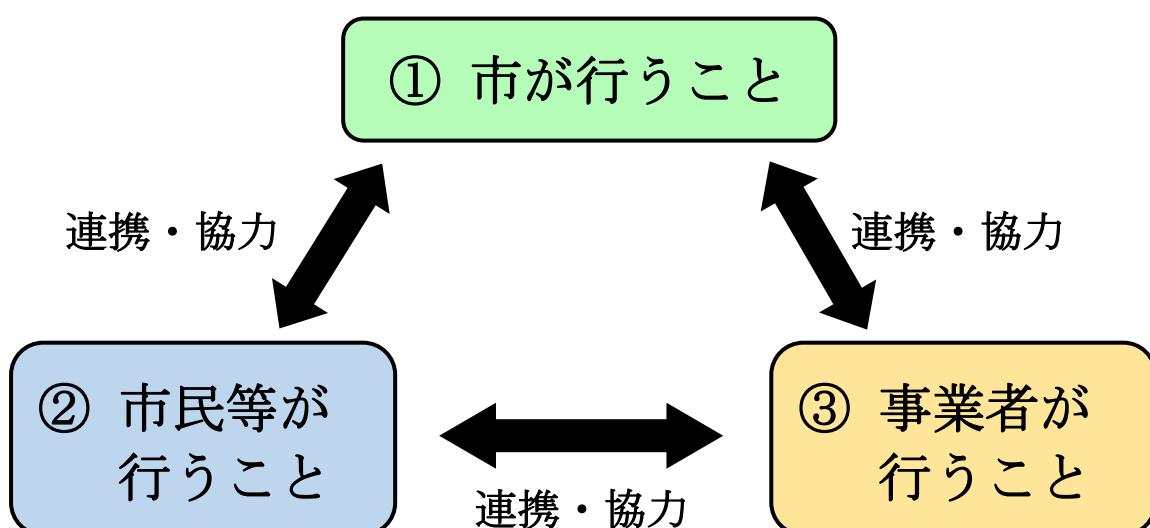
- ・良好な水環境の保全と創造については、自然的・社会的条件に応じた事業を実施します。
- ・掘割の現状に影響を及ぼすと考えられる事業を実施するときは、水環境の保全について配慮します。
- ・水環境の保全を妨げるような行為に対しては、必要な規制措置を実施します。
- ・市は良好な水環境の形成に関する施策を推進するため、必要に応じて国や県に協力を要請します。

② 市民等が行うこと

- ・良好な水環境の保全と創造に市民自ら努めます。
- ・現在及び将来の市民の快適で潤いのある生活のために市が実施する事業に協力します。

③ 事業者が行うこと

- ・事業活動を行うときは、良好な水環境を破壊しないよう自らの責任において必要な手立てを行います。
- ・市が実施する良好な水環境の形成に関する事業に積極的に協力します。



第3章 現状と課題

1 水環境の保全

市内には、大小の河川や掘割が網の目のように巡り、独特な水郷景観を形成しています。しかし、本市は矢部川水系の下流に位置し、掘割の大部分の水を矢部川水系に依存しているため、古くから水不足に悩まされてきました。その主な要因は、市内の河川や掘割に流れる水量が日向神ダムからの放流量に大きく影響される点にあります。

このため、流域の自治体や関係機関・団体と連携し、矢部川からの流水経路となる沖端川、二ツ川、花宗川、塩塚川、太田川の河川改修を図るとともに、国営下流事業により造成された幹線水路の保全と市内水路の整備を促進し、安定的に十分な水を取り込むことが、本市にとって最重要課題です。本市は福岡県内でも有数の穀倉地帯で広大な水田が広がっており、干ばつ時には極端な流量減少により用水不足に直面してきました。なお、現在は筑後川から導水によって用水不足を解消する筑後川下流用水事業が完了したことを受け、導入した用水を有効に活用することが求められています。

一方で、市南部では大雨時の排水が困難な地域もあるため、既存の排水ポンプを有効かつ効率的に活用する対策を講じる必要があります。また、大雨時の排水対策や洪水調整、干ばつに備えた適切な水管理に加え、水環境の保全を行うためには、これまで以上に安定的な樋門管理が求められます。しかし、操作員の高齢化・人材不足が課題となっているため、省力化の推進が一層必要です。

これまで、流量確保や施設の維持管理軽減のため、掘割整備はコンクリートの護岸工事が行われていましたが、これにより掘割が本来持つ地下水涵養機能や動植物の生態に影響を与えることが懸念されています。従来の計画においても環境へ配慮した整備を進めてきましたが、今後は掘割本来の機能を維持することを第一に、可能な限り自然と共生できる工法による護岸整備を推進することも求められます。

掘割が持つ遊水機能や貯留機能を維持するためには、定期的な掘割の浚渫や適正な樋門管理、生態系を損なわない雑草の除去等の丁寧な維持管理が必要です。しかしながら、浚渫土砂の置場には限りがあるため、浚渫土砂の利活用が課題となっており、早急な対策が必要です。

現在、市及び市が委嘱する用排水路管理委員会を始め、関係団体で掘割の適正な管理に努めていますが、約 930 km の掘割を管理するには、市民への広報活動などを通じた理解と協力の促進が不可欠です。今後も市と関係団体は引き続き連携の強化を図り、掘割の適正な管理に努めます。

掘割は柳川市用排水路管理条例*によって埋め立てを行うことが禁止されていますが、依然として違法な埋め立てが見られます。今後は、違法な埋め立てをなくすため、関係団体との協力によって監視体制の強化を図るとともに、境界立会の厳格化や国土調査の早急な実施により、境界を明確にすることが重要です。また、市が護岸整備な

どの事業を行う際は、「掘割の幅を狭くしないこと」を原則に事業を実施することが必要です。

掘割は一定の浄化機能を有していますが、生活雑排水の流入は、水質悪化の要因でもあり、浄化機能の向上を図る取り組みが不可欠です。具体的には、掘割に流入する水の水質の改善を図るために公共下水道への加入や合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。また一部では、塩水の流入により農業に影響を与えており、対策を講じる必要があります。

これまで、市では毎年、専門機関による水質調査を年に1回、50地点で実施していましたが、天候に左右されることが多いため、令和6年度は年に2回、市内27地点で水質調査を行うよう変更しました。今後も継続して調査を実施しますが、対象地点の精査、調査回数等を検討していく必要があります。

本市の令和5年度の生活排水処理の状況は、公共下水道が9,011人、合併処理浄化槽が31,795人で、し尿及び生活雑排水を併せて処理している汚水処理人口は40,806人、汚水処理人口普及率は65.9%です。一方、し尿のみを処理する単独浄化槽人口は7,856人、非水洗化人口は13,264人となっています。

そのため、公共下水道への加入促進や合併処理浄化槽の設置を積極的に推進することで、掘割に流入する水の水質を改善し、浄化機能の総合的な向上を図ります。加えて、定期的な浚渫や水路清掃を継続して行うことで、水路の浄化能力を一層高める必要があります。

生態系の面においては、掘割にブラックバスやブルーギルなどの外来種が生息しており、タナゴ類やメダカなどの在来種や貴重な水生植物への影響が危惧されています。そのため、在来種や貴重な水生植物の保護に努める必要があります。

また、近年は外来水草であるブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウが市内掘割で繁殖を始め、流水に影響を与えています。これらの水草は成長が早いため、繁殖前の適切な時期に速やかな除去を行うことが課題となっています。本市のみならず、筑後地域の矢部川沿線にある自治体で構成する筑後地域クリーク雑草対策協議会を通じて、広域的な除去活動が必要です。

* 柳川市用排水路管理条例…掘割の適正管理を定めた条例で水路使用料や禁止事項などを定めています。禁止事項は、①水路を損傷すること②水路に土、石、竹木、ごみ、汚泥、その他の物を投棄すること③水路の埋め立て及び付替工事をすること④その他水路の管理上支障のある行為をすることを規定しています。

●特定外来生物の繁殖状況



(ナガエツルノゲイトウ繁殖)



(ブラジルチドメグサ繁殖)

●操作に危険が伴う樋門

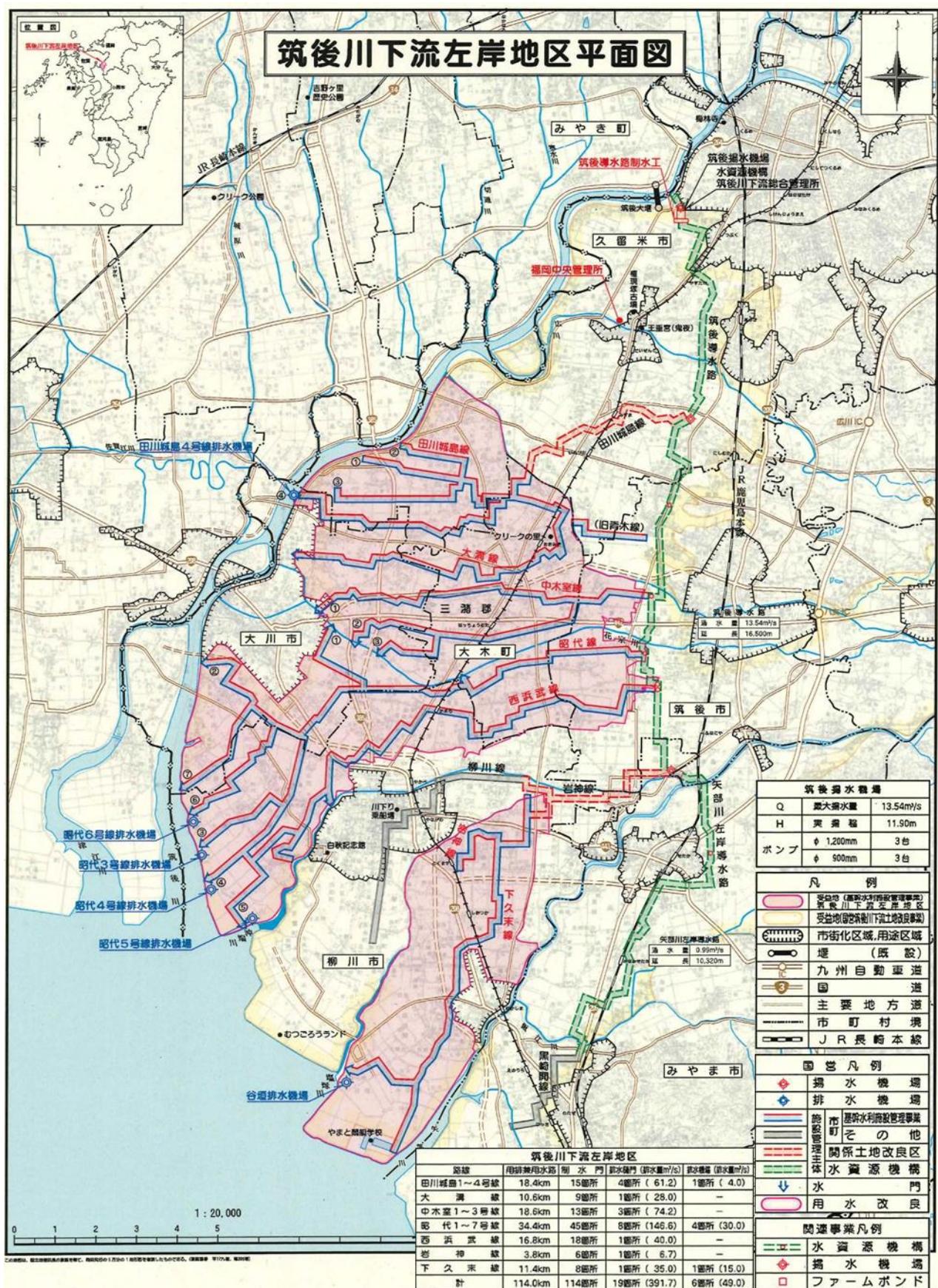


(五反田樋門)



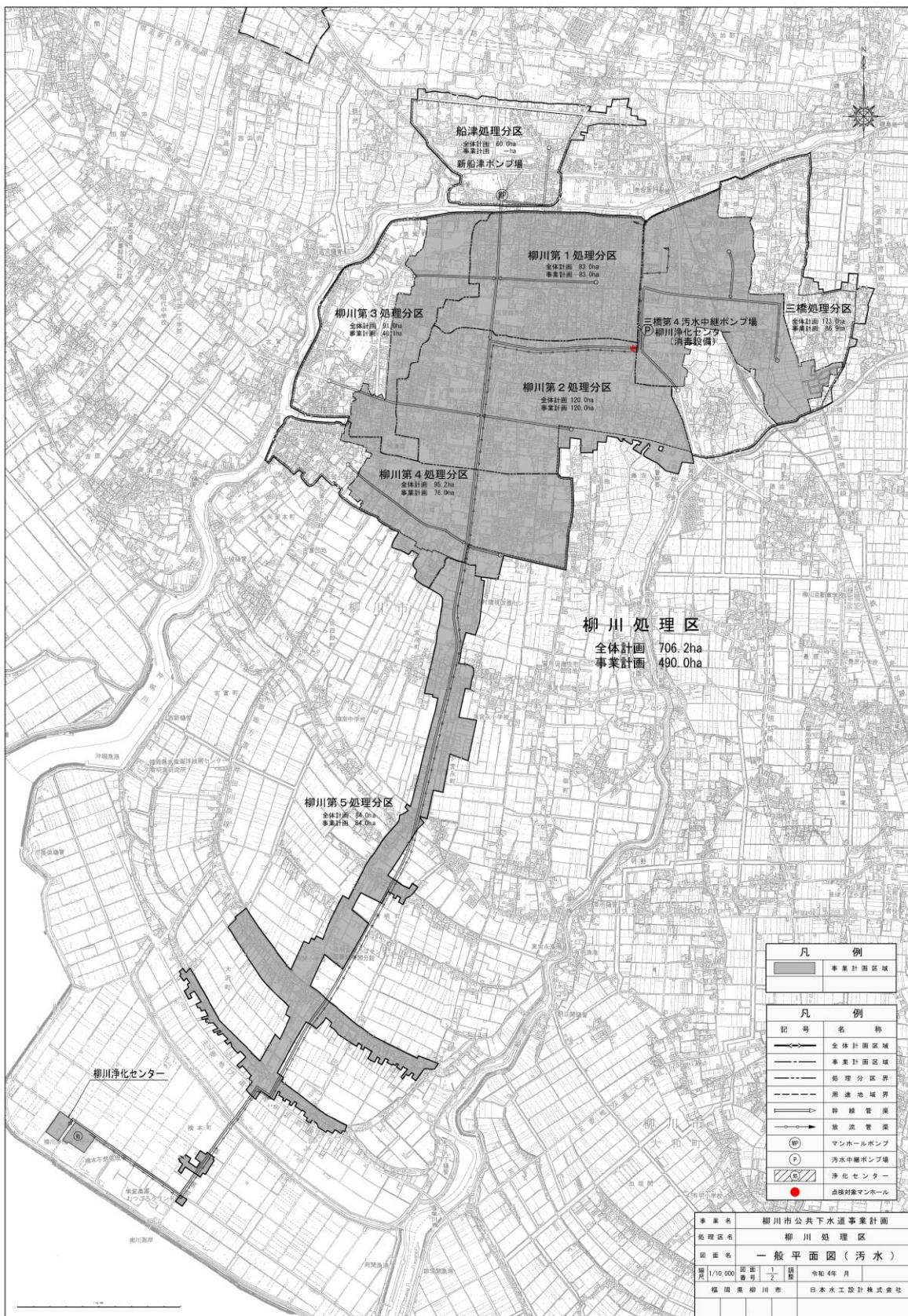
(新田西樋門)

●筑後導水路の分水工図



●公共下水道事業計画一般平面図

資料:上下水道課



●生活排水処理の状況

資料：上下水道課、生活環境課

計画処理区域 内人口 (人)	生活排 水処理 人口 (人)	生活排 水処理		单独浄化 槽人口 (人)	非水洗 化人口 (人)	排出量		
		公共下 水道 (人)	合併淨 化槽 (人)			し尿 (k1)	浄化槽 汚泥 (k1)	
H25 年度	70,397	40,267	8,860	31,407	10,249	19,881	21,888	28,595
R5 年度	61,926	40,806	9,011	31,795	7,856	13,264	15,191	34,311

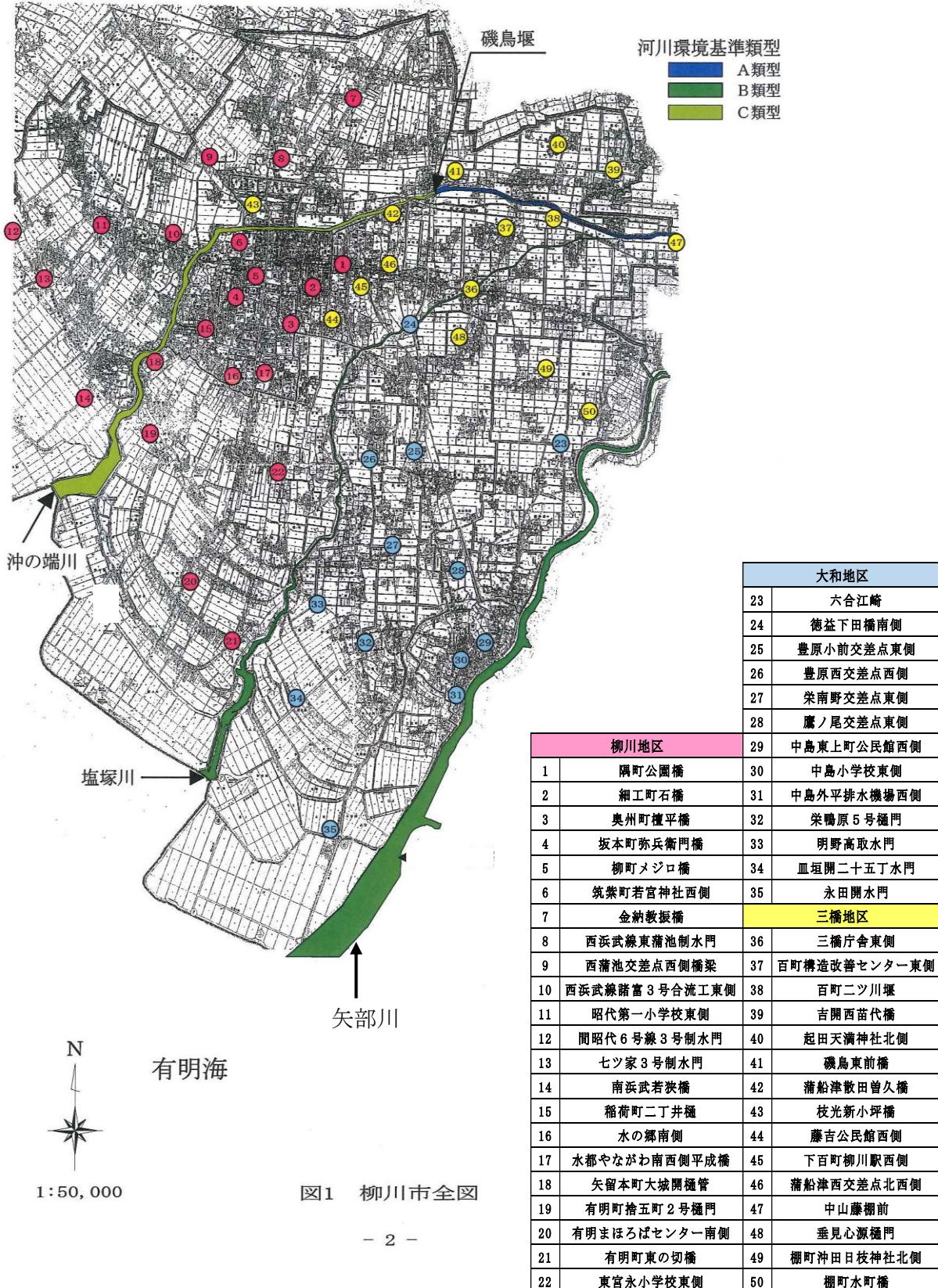
●国土調査の実施状況

資料：国土調査課（令和6年3月末現在） 単位：km²

	着手 年度	終了 年度	面積	要調査 面積 (A)	調査済 面積 (B)	19条5 項追加分 (C)	計 (B)+(C)	進捗率 (B) / (A) ×100
柳川市			77.15	43.26	33.22	22.49	55.71	76.8%
柳川地区	S53	R3	37.23	22.36	22.36	5.80	28.16	100.0%
大和地区	R2		23.03	10.99	0.95	9.89	10.84	8.6%
三橋地区	S62	H28	16.89	9.91	9.91	6.80	16.71	100.0%

●水質調査地点

資料:生活環境課



●掘割の水質状況 (BOD の経年変化)

BOD とは、生物化学的酸素要求量のことで、水中の有機物（汚れの原因）を微生物（好気性微生物）が分解するのに使われた酸素の量を表し、低いほど良好。日常生活において不快感を生じない限度数値は 10mg/L。

資料：生活環境課

調査年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
柳川地区	1	隅町公園橋	2.6	<0.5	0.6	0.5	1.1	1.0	1.7	1.0	1.9	0.8
	2	細工町石橋	2.3	<0.5	0.6	0.5	1.3	0.8	1.5	0.7	<0.5	0.9
	3	奥州町檀平橋	2.8	0.9	0.9	0.5	1.9	1.0	3.7	0.8	1.7	0.9
	4	坂本町弥兵衛門橋	3.1	0.5	1.1	0.5	1.2	0.8	1.3	0.6	2.0	1.3
	5	柳町メジロ橋	2.3	<0.5	1.1	0.6	2.0	0.9	1.6	0.5	2.1	1.2
	6	筑紫町若宮神社西側	6.7	5.6	1.2	1.0	1.4	1.1	4.6	4.9	4.4	1.8
	7	金納教振橋	7.6	2.7	4.4	2.7	5.8	4.7	3.6	5.2	4.9	3.8
	8	西浜武線東蒲池制水門	9.6	2.9	4.0	4.3	7.0	4.7	4.1	5.2	5.0	3.4
	9	西蒲池交差点西側橋梁	7.9	5.6	4.3	3.8	4.5	4.5	3.2	4.7	3.7	3.3
	10	西浜武線諸藤3号合流工東側	7.3	4.3	3.6	4.8	6.2	4.9	3.3	5.6	3.8	3.3
	11	昭代第一小学校東側	15	6.1	4.8	6.6	8.1	7.6	8.8	14	13	6.0
	12	間昭代6号線3号制水門	6.8	5.3	3.7	4.7	5.3	5.1	4.7	4.9	5.6	3.3
	13	七ツ家3号制水門	8.5	4.4	3.5	4.4	9.0	7.2	3.2	9.1	4.5	4.2
	14	南浜武若狭橋	11	5.2	4.7	4.5	4.8	5.7	3.7	5.2	3.2	4.5
	15	稻荷町二丁井樋	2.5	0.6	0.9	0.8	1.4	0.8	1.2	1.8	2.4	1.1
	16	水の郷南側	2.7	0.7	1.2	2.5	1.8	1.3	1.4	0.7	1.2	0.8
	17	水都やながわ南西側平成橋	3.9	0.7	1.2	0.6	1.4	0.7	1.0	0.7	1.6	0.9
	18	矢留本町大城開樋管	5.0	1.0	2.4	0.9	2.0	1.3	1.2	1.2	7.0	1.4
	19	有明町捨五町2号樋門	4.3	1.4	2.4	1.3	2.3	1.7	2.6	2.1	2.0	1.9
	20	有明まほろばセンタ一南側	3.1	0.8	2.4	0.9	1.6	1.6	2.0	4.2	2.6	1.0
	21	有明町東の切橋	3.8	1.1	2.9	1.6	3.8	1.7	2.1	3.0	2.9	0.8
	22	東宮永小学校東側	2.9	0.5	1.4	0.8	1.7	1.3	1.5	0.7	1.0	0.5

調査年度			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大和地区	23	六合江崎	5.8	1.2	1.6	0.5	2.7	2.7	1.2	1.9	2.9	1.0
	24	徳益下田橋南側	2.8	0.7	1.8	0.9	1.8	1.1	1.3	1.4	2.9	2.2
	25	豊原小前交差点東側	6.4	3.2	4.8	1.9	5.9	1.4	2.9	3.5	6.4	4.8
	26	豊原西交差点西側	2.1	0.5	3.0	1.3	2.0	2.5	1.7	1.3	3.1	1.2
	27	栄南野交差点東側	5.6	2.8	4.5	1.7	3.1	5.2	3.1	3.3	5.6	1.5
	28	鷹ノ尾交差点東側	8.8	4.5	2.3	6.2	14	3.1	5.3	3.1	8.5	10
	29	中島東上町公民館西側	5.7	11	11	12	15	4.9	6.1	6.8	9.0	3.0
	30	中島小学校東側	5.9	16	12	6.6	2.9	5.8	6.2	1.4	3.5	1.3
	31	中島外平排水機場西側	8.2	7.6	10	5.9	6.9	5.7	4.1	5.6	7.2	3.9
	32	栄鴨原5号樋門	3.3	1.1	2.6	1.5	3.3	2.0	2.2	1.5	3.3	1.6
	33	明野高取水門	6.7	3.4	4.2	1.6	3.5	1.6	2.2	2.2	4.3	1.5
	34	皿垣開二十五丁水門	8.3	5.1	5.6	10	4.2	2.2	5.6	2.4	5.2	1.4
	35	永田開水門	4.8	4.4	3.2	2.4	4.6	2.5	2.5	2.4	6.0	1.9
三橋地区	36	三橋庁舎東側	2.7	0.5	1.8	1.1	1.4	1.1	1.5	1.7	2.3	2.0
	37	百町構造改善センター東側	2.5	<0.5	0.9	0.5	0.8	0.9	1.2	0.7	1.1	1.8
	38	百町二ツ川堰	1.8	<0.5	0.7	0.5	<0.5	0.9	1.7	0.8	1.2	1.4
	39	吉開西苗代橋	2.2	0.7	1.1	4.7	1.2	4.6	5.7	2.4	2.7	4.0
	40	起田天満神社北側	6.2	13	3.7	12	14	10	9.2	5.5	6.4	6.4
	41	磯鳥東前橋	6.0	6.9	5.8	4.4	6.6	1.9	2.0	1.3	3.8	5.4
	42	蒲船津散田曾久橋	3.4	<0.5	1.1	<0.5	0.5	0.7	1.3	0.8	1.4	1.6
	43	枝光新小坪橋	7.0	2.6	3.4	4.0	4.6	5.1	4.8	3.2	2.4	4.3
	44	藤吉公民館西側	4.0	0.8	1.0	0.7	0.8	0.9	3.0	0.9	1.0	2.6
	45	下百町柳川駅西側	10	17	3.5	14	9.9	1.3	2.9	3.0	30	2.5
	46	蒲船津西交差点北西側	3.9	5.3	3.3	2.5	4.1	0.8	3.0	3.8	3.5	2.0
	47	中山藤棚前	2.0	0.5	0.7	0.9	0.6	0.8	1.9	0.8	2.0	1.0
	48	垂見心源樋門	3.4	1.0	1.6	5.4	1.7	1.1	3.8	4.9	3.0	2.3
	49	棚町沖田日枝神社北側	1.5	1.0	0.7	0.7	2.0	1.9	2.0	3.6	1.1	1.5
	50	棚町水町橋	2.6	0.7	0.6	0.9	2.4	1.9	1.8	1.0	1.0	2.0

2 水郷景観の継承

四季折々の表情を見せる掘割の景観や有明海、田園風景、まちのたたずまいといった豊かなふるさとの風景は、先人たちが守り育ててきた歴史的・文化的な遺産です。北部の農村地域から旧城下町、南部の干拓地にまで広がる水郷景観は、当地を開拓してきた人々の生活及び生業の歴史そのものであり、同時に優れた景観を形成しています。

そのため、多くの観光客が、独特の趣を感じさせる川下りや有明海をはじめ、城下町の面影を残す町並みとたたずまい、旧藩主別邸の御花、藩政時代に茶室として使用された旧戸島家住宅・掘割の水を引いた庭園、三柱神社、福厳寺など由緒ある神社・仏閣、詩聖北原白秋の生家や記念館、横綱土俵入「雲龍型」の創始者で第10代横綱雲龍久吉を記念した雲龍の館などを訪っています。令和5年の観光入込客数は約123万人に達し、令和元年以前の水準へと回復しつつあります。今後は、歴史的・文化的遺産の保存・整備や案内サインの充実に努め、訪れた方がまちを歩いて楽しめる仕掛けづくりが求められます。

平成21年には、効果的・効率的な土地利用を図るために柳川市都市計画マスター プランを策定し、自然的・歴史的な景観と都市景観が融合した良好な景観の保全と創出を目指してきました。そして、魅力ある柳川らしい景観を将来の世代に引継ぎ、この魅力を生かしてまちの活力を高めるため、平成24年に柳川市景観計画を策定し、併せて柳川市景観条例を制定しました。これにより景観法に基づく実効性の高い景観づくりが可能となった一方で、柳川らしい景観づくりは強い規制をかけるだけでは進まず、「市民」、「事業者」、「行政」が共通の目標をもち、主体的に景観づくりに取り組むことが不可欠であり、協働による景観づくりを進めるための仕組みづくりなどが求められています。

また、近代日本を代表する詩人北原白秋の作品の源泉となった水景や優れた風致景観が評価され、平成27年3月10日に柳河、城内、沖端地区の掘割と4つの施設（北原白秋生家、並倉、三柱神社、沖端水天宮）が国の文化財として名勝「水郷柳河（すいきょうやながわ）」に指定されました（国指定名勝）。このことにより、名勝の本質的価値と構成要素を明確化し、名勝の保存を円滑化するための方針・方法を示すとともに、地域づくりに資するための名勝の活用の方針・方法を示すことを目的として、平成31年に名勝水郷柳河保存活用計画を策定しました。この計画にて、「風致景観の美しさ（審美性）」と「都市基盤施設としての役割（機能性）」の両面を踏まえた保護、「掘割と共に生きるまち」の持続という2つの柱を定め、行政と地域が協働で維持管理に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要があります。

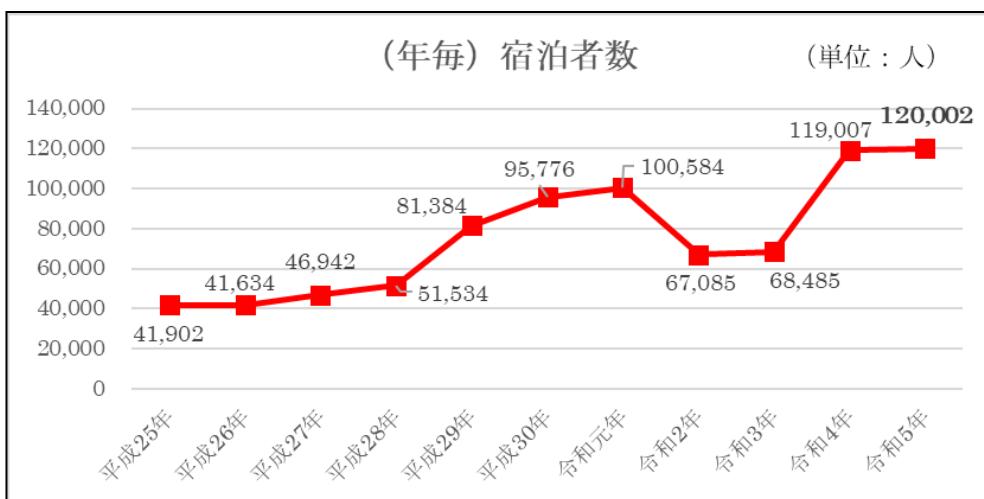
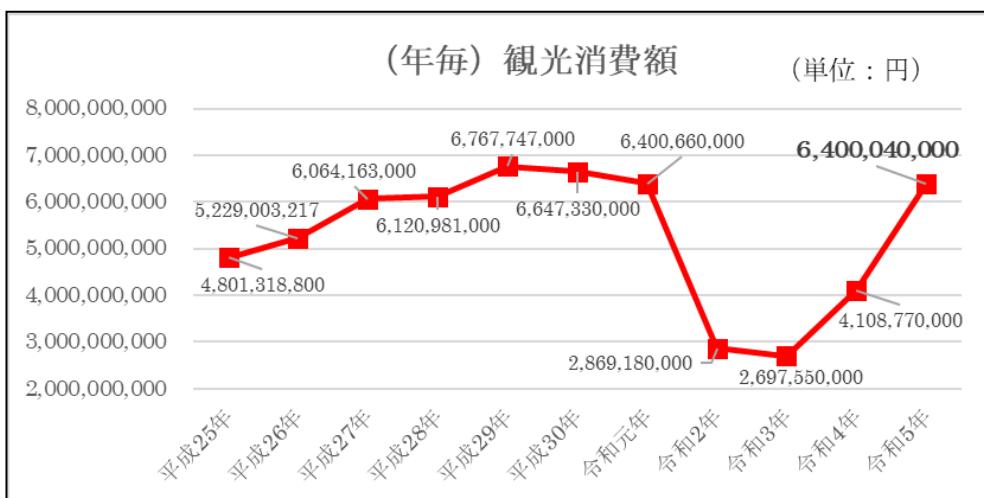
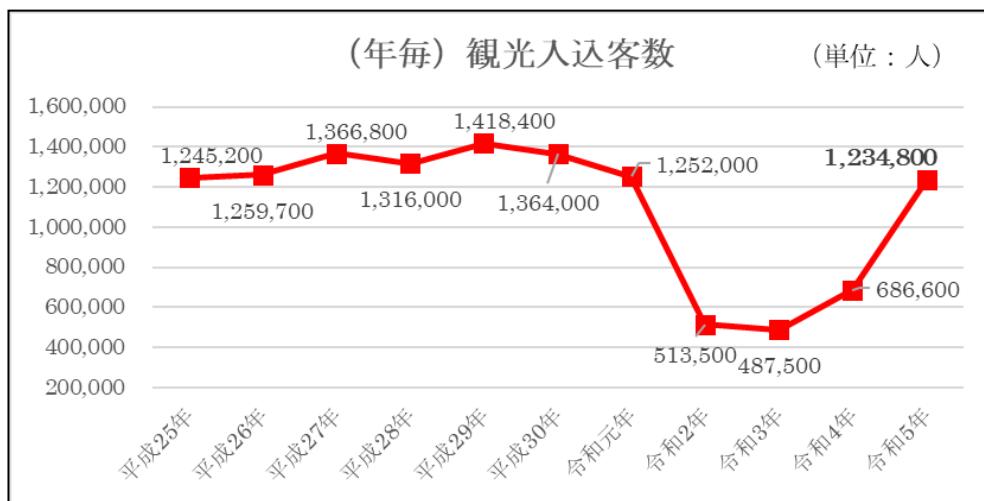
公園・緑地は、都市の潤いを創出し、市民誰もが自然とふれあい、憩い、レクリエーション活動を行うなど、健康で文化的な生活を送るうえで重要な役割を果たすとともに、良好な景観を形成し、災害時には避難場所や火災の延焼を防ぐ防火帯としての役割を果たすなど多様な機能をもっています。

本市においては、市民や観光客が美しい水郷景観にふれることができるような水とのふれあいの場を創出する水辺の散歩道や親水拠点などの整備、有効活用が求められています。

今後は緑あふれる快適な生活空間を創出するため、持続可能な維持管理体制の構築のもと、古木・大木や残された緑を保存する取り組みを進めながら、身近な緑を増やす取り組みが必要です。

●観光入込客数等の推移

資料：観光課、2023年観光動態調査（1月～12月）



3 掘割を守り育てる実践行動

掘割は自分たちのもの、地域のものとして共同管理してきた歴史がありますが、令和5年度の市民アンケート調査では、掘割へ愛着や誇りを感じている市民の割合は57.8%、1年以内に掘割と接する機会があった市民の割合は38.6%と、現在は日々の生活の中で掘割にふれる機会は少なく、その魅力や必要性を実感することが難しくなっています。

そこで水に対する意識啓発を推進するためには、市民が掘割と接する機会を作ることが大切です。様々な世代が水と親しめるように掘割を利用した祭りの実施や水上レクリエーション等の実施を継続する必要があります。

また、掘割の環境づくりを進めていく上で欠かせない市民意識の高揚を図るために、掘割に関する出前講座や啓発活動を実施し、条例で定める「掘割の日（5月第4日曜日）」に合わせて、その前後1か月間を啓発・清掃月間として集中的に活動を推進していく必要があります。

掘割の清掃は、地域住民により地区単位で実施されていますが、高齢化により継続困難になりつつあるため、多面的機能支払交付金事業*やコミュニティ組織の見直しによる新たな地域活動のあり方の検討、ボランティア団体の育成などが課題となっています。平成21年度からは、例年2月頃の城堀水落ち期間に合わせた日曜日に市とボランティア団体主催による「堀と道クリーンアップ大作戦」という一斉清掃活動を実施しています。参加人数は、地元の城内、柳河、沖端行政区の住民や各種団体の会員を含めて約2,000人規模となっています。

また、本市は、水郷情緒の中で生まれ育った、郷土の誇りである北原白秋をはじめ、多くの文学者などを輩出した詩情あふれるまちです。これまで、民間団体による各種詩碑・歌碑の建立や白秋祭の開催、文学者などの偉業を讃えるため、各種顕彰事業を進めてきました。今後も本市出身の文学者などをより一層紹介することが必要です。

現在、学校では総合的な学習の時間を中心に環境教育を取り組んでいますが、学習指導要領の見直しにより、総合的な学習の時間が削減され、今後十分な時間確保ができない状況にあります。しかしながら、歴史的文化遺産である掘割をよりよい姿で後世に残していくには、子どもの頃から掘割と慣れ親しむことが重要であり、学校や地域、親子や多世代など様々な交流を通じて学ぶ機会を充実させることが求められます。

市民の中から環境に対する危機意識を持ち、自主的に掘割を守ろうとする団体が生まれ、主体的な活動が実施されています。このような団体の活動の活発化や広がりを支援するためにも、今後は積極的に情報を発信し、連携を図ることが重要です。

本市は環境問題に対処するため、環境保全の長期的な目標と取り組みを明確にし、本市の良好な環境を保全することを目的に令和2年3月に第2次柳川市環境基本計画を策定しました。この計画では、SDGsの理念に基づき、市民の参画と協働のもと、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の構築に向けて、総合的に取り組むこととしています。

* 多面的機能支払交付金（旧農地・水保全管理支払交付金）

平成 19 年度から始まった事業で、平成 23 年度、平成 26 年度に名称変更。過疎化、高齢化、混住化などが進み、集落のまとまりが弱まっていくなかで、農業生産の基礎となる農地や農業用水をはじめ農村の環境や美しい景観などの適切な保全・管理が困難になっている地域が増えていますので、この状況を農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていく活動を支援する制度です。具体的な活動としては、掘割の浚渫や環境美化、軽微な道路補修、生態系の保護などです。

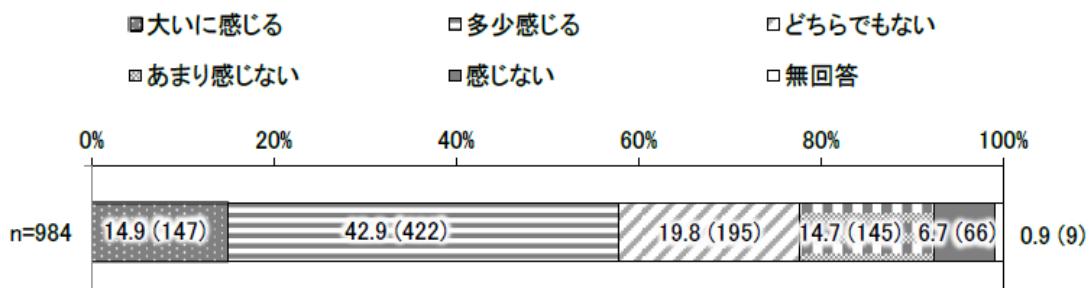
●令和 5 年度の市民アンケート調査結果

資料：企画課、令和 5 年度柳川市民アンケート調査報告書

（4）掘割への愛着や誇り（問 18）

問 18. あなたは掘割に、愛着や誇りを感じますか。（○は 1 つだけ）

「多少感じる」の割合が 42.9% で最も高くなっている。



「大いに感じる」と「多少感じる」を合わせた『感じる』の割合が 57.8%、「どちらでもない」の割合が 19.8%、「あまり感じない」と「感じない」を合わせた『感じない』の割合が 21.4% となっています。

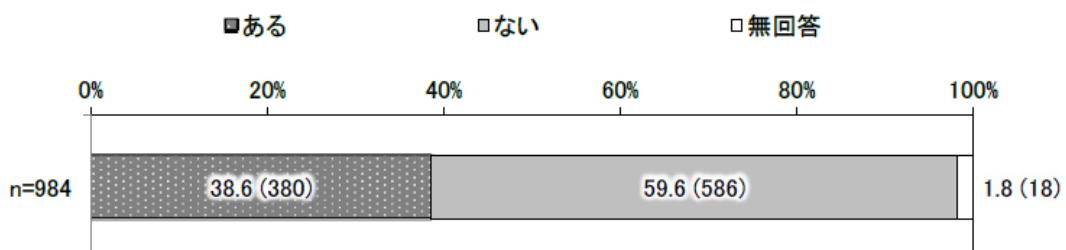
●令和5年度の市民アンケート調査結果

資料：企画課、令和5年度柳川市民アンケート調査報告書

(2) この1年以内の掘割に接する機会の有無（問16）

問16. この1年間、掘割に接する機会（川下りや水辺のイベント、農業利用、釣り、清掃など）はありましたか。（○は1つだけ）

「ない」の割合が59.6%で最も高くなっています。

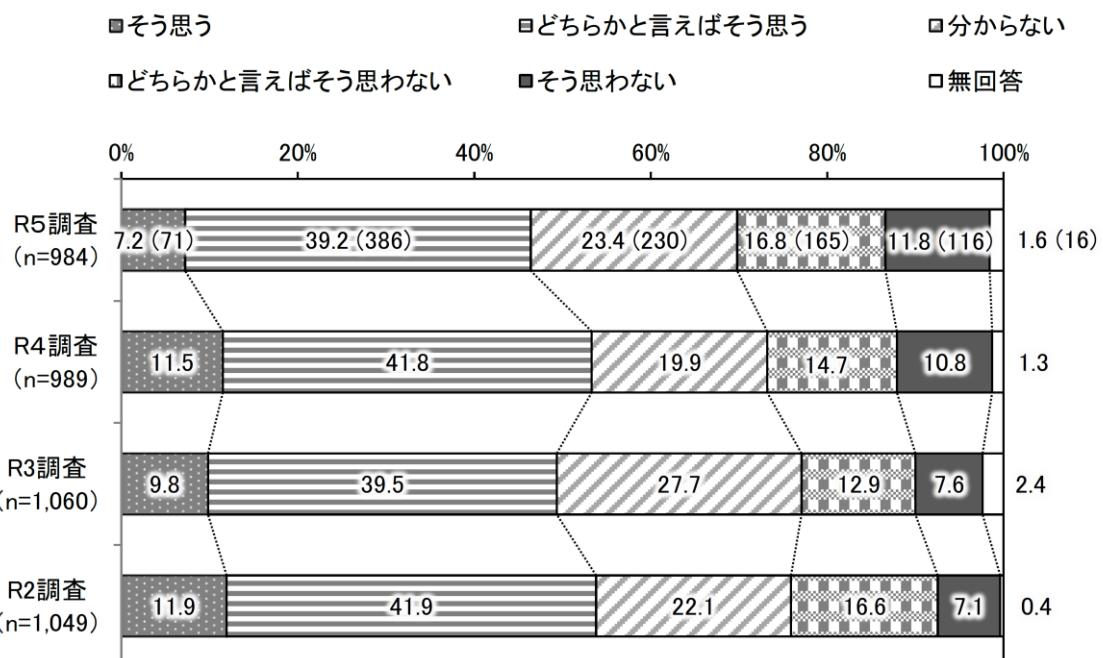


「ある」の割合が38.6%、「ない」の割合が59.6%となっています。

(3) 柳川市の水辺の景観や掘割が保全されていると感じる度合い（問17）

問17. 水辺の景観や掘割が保全されていると感じますか。（○は1つだけ）

「どちらかといえばそう思う」の割合が39.2%で最も高くなっています。



「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』の割合は46.4%、「分からぬ」の割合が23.4%、「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』の割合が28.6%となっています。

4 第2次掘割を守り育てる行動計画の検証

平成26年3月に策定した第2次掘割を守り育てる行動計画について、施策の取り組み状況と数値目標の達成状況を検証しました。各施策の実施状況がどの程度進んでいるかを把握するとともに、設定した指標が適切に機能しているかを確認するために検証を行い、結果として、多くの施策は実施され、水質調査の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、設定した数値目標を達成しました。

一方で、成果が得られなかった一部施策は未実施として評価し、水辺の空間が保全されていると思う市民意識に関する数値目標や、年間の掘割清掃参加者延べ数に関する数値目標は未達成となりました。

水辺の空間が保全されていると思う市民意識に関する数値目標は、評価年度である令和5年度の数値は目標値である50.0%を下回りましたが、令和4年度の数値は53.3%であり、目標を達成しています。そのため、計画策定以前と比較して意識の向上が見られることから、各施策が一定の効果を発揮したと考えられます。

また、年間の掘割清掃参加者延べ数に関する数値目標は、柳川市全体の人口減少も未達成になった要因のひとつであると考えられます。

以上の検証結果を踏まえると、第2次行動計画は策定当初から着実に前進していると評価します。

基本方針1 水環境の保全				
数値目標	BOD（生物化学的酸素要求量）の測定平均値「4.0mg/L以下」を目指しつつ、個別測定で達成できることを目標とします。			
	従前値（H24年度）	目標値（R5年度）	最新値（R5年度）	達成状況
	3.6mg/L	4.0mg/L	2.5mg/L	達成

基本方針2 水郷景観の継承				
数値目標	第1次行動計画で目標が未達成であったため、水辺の空間が保全されていると思う市民の割合を「50%以上」となるよう引き続き目指します。			
	従前値（H24年度）	目標値（R5年度）	最新値（R5年度）	達成状況
	38.4%	50.0%	46.4%	未達成

基本方針3 掘割を守り育てる実践行動				
数値目標	年間の掘割清掃参加者延べ数は、第1次行動計画で掲げた目標27,000人以上を達成したため、「35,000人以上」となるよう目指します。			
	従前値（H24年度）	目標値（R5年度）	最新値（R5年度）	達成状況
	約27,000人	35,000人	22,581人	未達成

第4章 目指す将来像および基本方針

1 将来像

第3次掘割を守り育てる行動計画は、「掘割を守り育てる条例」の理念にあるとおり、掘割を維持し、発展させ、将来の世代に継承していくことを目的とし、将来像を「掘割を愛し誇りに思うまち水郷柳川」とします。

2 基本方針

前計画である第2次掘割を守り育てる行動計画にて掲げた基本方針の内容を引き継ぎ、以下の3つを本計画における基本方針として定めます。

① 水環境の保全

水環境の保全を図るため、水質の浄化や流水の確保、水環境管理体制の整備促進、関係行政機関との連携を行います。

② 水郷景観の継承

歴史的文化遺産である掘割や掘割周辺の風景を残すため、親水性の確保や景観の保全と創造、自然環境の保全の事業を行います。

③ 掘割を守り育てる実践行動

掘割を守り、次世代に継承するため、環境教育や市民活動の促進、市民への広報活動を行い、市民が水と親しみ掘割に対する認識を深める事業を行います。

3 数値目標

第3次掘割を守り育てる行動計画における将来像を実現するために、3つの基本方針に以下の数値目標を定めます。

基本方針① 水環境の保全	全地点においてBOD（生物化学的酸素要求量）の測定値「4.0mg/L以下」を目指します。（全地点内で最大値となった測定値で比較）	
	従前値（R5年度）	目標値（R17年度）
	10mg/L	4.0mg/L
基本方針② 水郷景観の継承	水辺の景観や掘割が保全されていると感じる市民の割合を「60%以上」となるよう引き続き目指します。	
	従前値（R5年度）	目標値（R17年度）
	46.4%	60.0%
基本方針③ 掘割を守り育てる実践行動	掘割に関する市民協働参加者延べ数を「27,000人以上」となるよう目指します。（参考値：R5年総人口61,926人、R17年総人口推計*52,655人）	
	従前値（R5年度）	目標値（R17年度）
	22,581人（人口比率36.5%）	27,000人（人口比率約50.0%）

*R17年総人口推計参照元：地域経済分析システム「RESAS」（経済産業省と内閣官房が提供）

4 施策の体系

【将来像】

【基本方針】

【施策】

掘割を愛し誇りに思うまち水郷柳川

① 水環境の保全

(令和17年度目標)
全地点においてBOD（生物化学的酸素要求量）の測定値「4.0mg/L以下」を目指します。（全地点内で最大値となった測定値で比較）

従前値（R5年度）：10.0mg/L

目標値（R17年度）：4.0mg/L

流水の確保

掘割・水利施設の整備と管理

水質の浄化

流域連携

生態系の保護

② 水郷景観の継承

(令和17年度目標)
水辺の景観や掘割が保全されていると感じる市民の割合を「60%以上」となるよう引き続き目指します。

従前値（R5年度）：46.4%

目標値（R17年度）：60.0%

水郷景観の保全と創造

水辺空間や緑地の保全と創造

③ 掘割を守り育てる実践行動

(令和17年度目標)
掘割に関する市民協働参加者延べ数を「27,000人以上」となるよう目指します。（参考値：R5年総人口61,926人、R17年総人口推計52,655人）

従前値（R5年度）：22,581人
(人口比率36.5%)

目標値（R17年度）：27,000人
(人口比率約50.0%)

様々な世代への環境教育の推進

情報の共有化

市民協働による実践行動の推進

循環型社会の形成

第5章 施策および事業

基本方針① 水環境の保全 施策（1）流水の確保

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
1	関係機関との連携強化	柳川みやま土木組合や花宗太田土木組合などの一部事務組合や流域市町村、関係機関・団体との連携を強化する。	継続	ソフト	国・県 市 市民等	水路課
2	河川改修整備の国・県などへの要請	矢部川、沖端川、二ツ川、花宗川、塩塚川の安定した流水を確保するため、国県などへ河川改修を要請します。	継続	ソフト	国・県 市	建設課 水路課
3	ダム放流開始時期の見直し要請	掘割の源である矢部川の水量確保のため、日向神ダムの放流時期及び放流量の見直しを県に要請します。	継続	ソフト	国・県 市	水路課
4	公共下水道処理水の掘割への放流	公共下水道の整備を推進し、終末処理場からの高次処理水を二ツ川へ放流し、市街地の掘割の水量の安定化を図ります。	継続	ハード	市	上下水道課
5	渇水期における筑後導水の活用	筑後導水を活用し、渇水時の農業用水確保を図ります。	継続	ハード	国・県 市	水路課
6	流水を阻害する水草除去	ホテイアオイやブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウなどの流水を阻害する水草の速やかな除去を行います。	新規	ハード	国・県 市	水路課 建設課

基本方針① 水環境の保全 施策（2）掘割・水利施設の整備と管理

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
7	水路管理台帳の整備及び樋門、樋管などの適正管理	掘割の樋門や樋管の位置、寸法、管理者情報、掘割の水路幅、深さ、水路使用許可申請箇所等を検索できるシステム整備をGIS導入に合わせて行います。 また、掘割の水量維持や排水のため、樋門、樋管の適切な管理を図ります。	継続 (内容変更)	ハソ ードト	市	水路課
8	樋門操作の省力化の推進	荒天時の現場作業の安全性を確保し、操作員の高齢化・人材不足への対策として、樋門操作の省力化を推進します。	新規	ハ ード	国・県 市	水路課 柳川みやま・花宗太田土木組合
9	集落基盤整備事業の推進	各地区の特性に応じた掘割の整備を集落基盤整備事業等により推進します。	継続	ハ ード	国・県 市	水路課
10	計画的な浚渫や浚渫土砂の有効活用の検討	湛水*被害の軽減のため浚渫を含む水路整備を行い、浚渫土砂の有効活用方策を検討します。	継続 (内容変更)	ハ ード	国・県 市	水路課
11	国土調査の推進及び違法埋め立ての抑止	国土調査を推進し、官民境界を明確にすることで、違法埋め立ての抑止に努めます。また、用排水路管理委員会などの水路管理に関する組織と連携し、監視や対応の強化を図ります。	継続 (内容変更)	ソ フト	市 市民等	水路課 国土調査課 建設課

* 湛水…大雨などで農地が水に浸かること。(浸水は住居が水に浸かることであり、冠水は道路が水に浸かること)

基本方針① 水環境の保全 施策（3）水質の浄化

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
12	家庭排水及び事業所排水に関する啓発活動	各種団体や県と連携し、掘割へ家庭や事業所から汚水を出さない意識の啓発を図ります。	継続	ソフト	国・県 市 市民等	生活環境課
13	公共下水道事業の加入促進	未処理の家庭排水及び事業所排水の掘割への流入を防ぐため、公共下水道の加入促進を図ります。	継続 (内容変更)	ハソードト	国・県 市 市民等	上下水道課
14	合併処理浄化槽設置事業の推進	未処理の家庭排水及び事業所排水の掘割への流入を防ぐため、合併処理浄化槽設置の普及に努めます。	継続	ハソードト	国・県 市 市民等	生活環境課
15	農業用水塩分対策協議会による塩水対策の推進と漁業団地建設事業の推進	掘割への塩水流入を防止するため、漁業団地の建設推進や農業用水塩分対策協議会を設置し、適切な塩水対策に努めます。	継続	ハソードト	国・県 市 市民等	農政課 水産振興課 水路課
16	掘割の水質浄化策の研究、実施	掘割の水質を改善するための浄化策を研究し、実施可能な浄化策は実施します。また、その効果を検証します。	継続 (内容変更)	ハソードト	市	水路課 生活環境課

基本方針① 水環境の保全 施策（4）流域連携

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
17	上中流地域との交流（矢部川、筑後川流域で連携する協議会など）	掘割の流水確保や水質浄化のため、矢部川や筑後川流域の関係市町村、団体と植林や下草刈り海岸のゴミ拾いなどで連携を図り、理解と協力を求めます。	継続	ソフト	市 市民等	企画課 農政課 水産振興課 水路課 柳川みやま・花宗太田土木組合
18	矢部川上流自治体との水草除去に関する広域連携	筑後地域クリーク雑草対策協議会にて、矢部川上流自治体と広域連携を図り、水草除去を実施し、流水確保に努めます。	新規	ハード	市	水路課

基本方針① 水環境の保全 施策（5）生態系の保護

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
19	自然と共生できる工法による護岸の整備	掘割をコンクリートで固める三面張りや堀底を土壤改良で固める工法などを見直し、状況に応じて可能な限り自然と共生できる工法の護岸整備を推進します。	継続	ハード	国・県 市 市民等	水路課 建設課 農政課 都市計画課 柳川みやま・花宗太田土木組合
20	外来種の影響調査の実施と在来種や絶滅危惧種などの保護のあり方検討	外来種の動植物の影響調査を実施し、在来種や絶滅危惧種などの動植物の実態を調査・保護に努めます。	継続	ソフト	国・県 市 市民等	生活環境課



(中古賀水辺公園：柳川市東蒲池)

基本方針② 水郷景観の継承 施策（1）水郷景観の保全と創造

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
21	文化的景観や水郷景観の保存活用	文化財保護法に定義づけられた重要文化的景観保存地区を選定し、保存・活用を図ります。 また、美しい水郷景観を構成している樹木（名木、古木など）や水辺植物、歴史的資源（石垣、汲水場など）、建築物を積極的に保存します。	継続 (内容 変更)	ソフト	市 市民等	生涯学習課
22	景観に配慮した排水管の設置	生活排水や事業所排水を城堀に排出する場合は、排水口が見えないよう木柵等で覆うなどの景観に配慮した工法を行います。	継続 (内容 変更)	ソフト	市 市民等	水路課 生活環境課 柳川みやま 土木組合



(柳川市民文化会館北側水路：柳川市上宮永町)

基本方針② 水郷景観の継承 施策（2）水辺空間や緑地の保全と創造

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
23	水辺の散歩道などの再整備及び維持管理	親水拠点間を結び、市民や観光客が憩う快適な遊歩道を確保するため、水辺の散歩道などの再整備及び維持管理を推進します。	継続 (内容変更)	ハード	市 市民等	都市計画課
24	親水拠点の整備及び有効活用	美しい景観のある水辺と一体となった新たな親水拠点の整備を検討します。また、柳川市民文化会館などの親水拠点を有効に活用します。	継続 (内容変更)	ハード	市 市民等	都市計画課 水路課 生涯学習課
25	案内、誘導サインの充実	親水拠点や歴史的資源、観光名所への案内・誘導サインの充実を図り、ネットワークの強化を図ります。	継続	ハード	市	観光課
26	サイクリングやまちあるきルートの検討	親水拠点や歴史的資源、観光名所を結ぶサイクリングやまちあるきルートなどを検討します。	継続	ソフト	市 市民等	観光課 生涯学習課
27	水郷景観保全にかかる緑化推進	美しい水郷景観を保全するため、植樹植栽活動への助成、柳川ひまわり園環境整備協力者へのひまわりの種の配布などを行い、緑化に対する市民の意識高揚を図ります。	継続 (内容変更)	ソフト	市 市民等	農政課 観光課
28	既存公園の整備推進	既存の公園などで十分な緑化が行われていない施設では、植栽基盤の整備を行い、質的な向上を図ります。	継続 (内容変更)	ハード	市 市民等	都市計画課

基本方針③ 掘割を守り育てる実践行動 施策（1）様々な世代への環境教育の推進

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
29	子どもたちが掘割と触れ合う体験の支援	子どもたちが生物の採取や観察、水質調査を行う際の支援を行います。	継続 (内容変更)	ソフト	市 市民等	水路課 生涯学習課
30	ポスター・作文の募集、ワークショップなど子どもを対象とした環境教育の充実	各小学校で行っている環境教育を充実するためポスター・作文の募集、ワークショップなどを実施します。また、子どもたちが遊びながら学ぶ体験型学習プログラムやイベントを実施します。	継続	ソフト	国・県 市 市民等	生涯学習課 水路課 観光課
31	環境副読本や文学者副読本の見直し	環境教育や郷土学習の充実のため、必要に応じて環境副読本や文学者副読本の見直しを進めます。	継続 (内容変更)	ソフト	市	学校教育課 生涯学習課
32	水のまつりの実施	様々な世代が水と親しめる掘割を利用した祭りの実施に努めます。	継続 (内容変更)	ソフト	市 市民等	企画課
33	掘割の日の積極的な活用	5月の第4日曜日の「掘割の日」を活用し、市民一斉清掃など掘割の保全に向けた取り組みを進めます。	継続	ソフト	市 市民等	水路課
34	水上スポーツ・レクリエーションの実施	水に親しむことができるよう、カヌー教室やサップ体験など水上で行うスポーツやレクリエーションを実施します。	継続 (内容変更)	ソフト	市 市民等	生涯学習課 企画課

基本方針③ 掘割を守り育てる実践行動 施策（2）情報の共有化

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
35	水に関わる人・地域との交流の機会づくり	水に関わる団体や地域同士の交流が活発になるように活動内容を把握し、市民に紹介するなど積極的に支援します。	継続	ソフト	市 市民等	水路課
36	水の資料館の有効活用	掘割の歴史について学べる水の資料館を充実し、市民や観光客が掘割について知ることができるように有効活用します。	継続	ソフト	市	図書館
37	掘割に関する各種イベントなどの周知	掘割に関する各種イベントや掘割の水質検査結果、水に関わる活動団体の状況など、ホームページに記事を作成するなどして公開し、市民と情報の共有化を図ります。	継続 (内容変更)	ソフト	市 市民等	水路課 生活環境課
38	掘割の水に関する研究、周知	掘割の水は透明でなく、緑がかかった色をしているものの、必ずしも汚れているわけではないことを確認するため、掘割の水に関して調査・研究を行い、得られた知見を市民にわかりやすく提供して情報共有を図ります	新規	ソフト	市 市民等	水路課

基本方針③ 掘割を守り育てる実践行動 施策（3）市民協働による実践行動の推進

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
39	クリーン連合会や道守柳川などの団体や各地区での環境活動の充実	掘割の清掃活動の継続的かつ定期的な実施を推進していくための活動支援を充実します。	継続	ソフト	市 市民等	生活環境課 都市計画課 水路課
40	多面的機能支払交付金事業の推進	多面的機能支払交付金事業により、地域で支える農村環境や美しい景観などの保全活動を推進します。	継続	ソフト	国・県 市 市民等	農政課 水路課 建設課
41	掘割パトロールと連携した不法投棄監視体制の強化	ゴミの不法投棄防止のため、関係団体や市民、子どもたちによる掘割パトロールなどを実施し、市民参加による掘割維持管理に努めます。	継続	ソフト	市 市民等	生活環境課 水路課
42	環境教育ボランティアの発掘、育成	掘割の歴史や重要性などに関する知識を持った人材（環境教育ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用し、講演会などを通じて、子どもたちと交流を深めながら、掘割について伝えます。	継続	ソフト	市 市民等	学校教育課 生涯学習課



(柳川市PTA連合会北ブロック主催（市後援）：「掘割の水全部抜く大作戦！」)

基本方針③ 挖割を守り育てる実践行動 施策（4）循環型社会の形成

No.	事業	内容	実施	種別	実施主体	担当課
43	汚れを出さない資材使用の奨励	家庭排水の浄化対策として汚れを出さないで排水できる資材（水切り袋など）や燃やすしかないごみを減量する資材（生ゴミ処理機やコンポストなど）の普及活動を行います。	継続	ソフト	市 市民等	生活環境課
44	クリーンエネルギー啓発事業の実施	クリーンエネルギー（太陽光発電やバイオマス*など）のイベントなどを通した普及啓発を図ります。	継続	ソフト	市	生活環境課
45	エコライフ*の推進やバイオマスの研究	エコライフの推進や廃棄物を出さないバイオマスの研究を行います。	継続	ソフト	国・県 市	生活環境課

* バイオマス…生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。石油等化石資源は、地下から採掘すれば枯渇しますが、植物は太陽と水と二酸化炭素があれば、持続的にバイオマスを生み出すことができます。

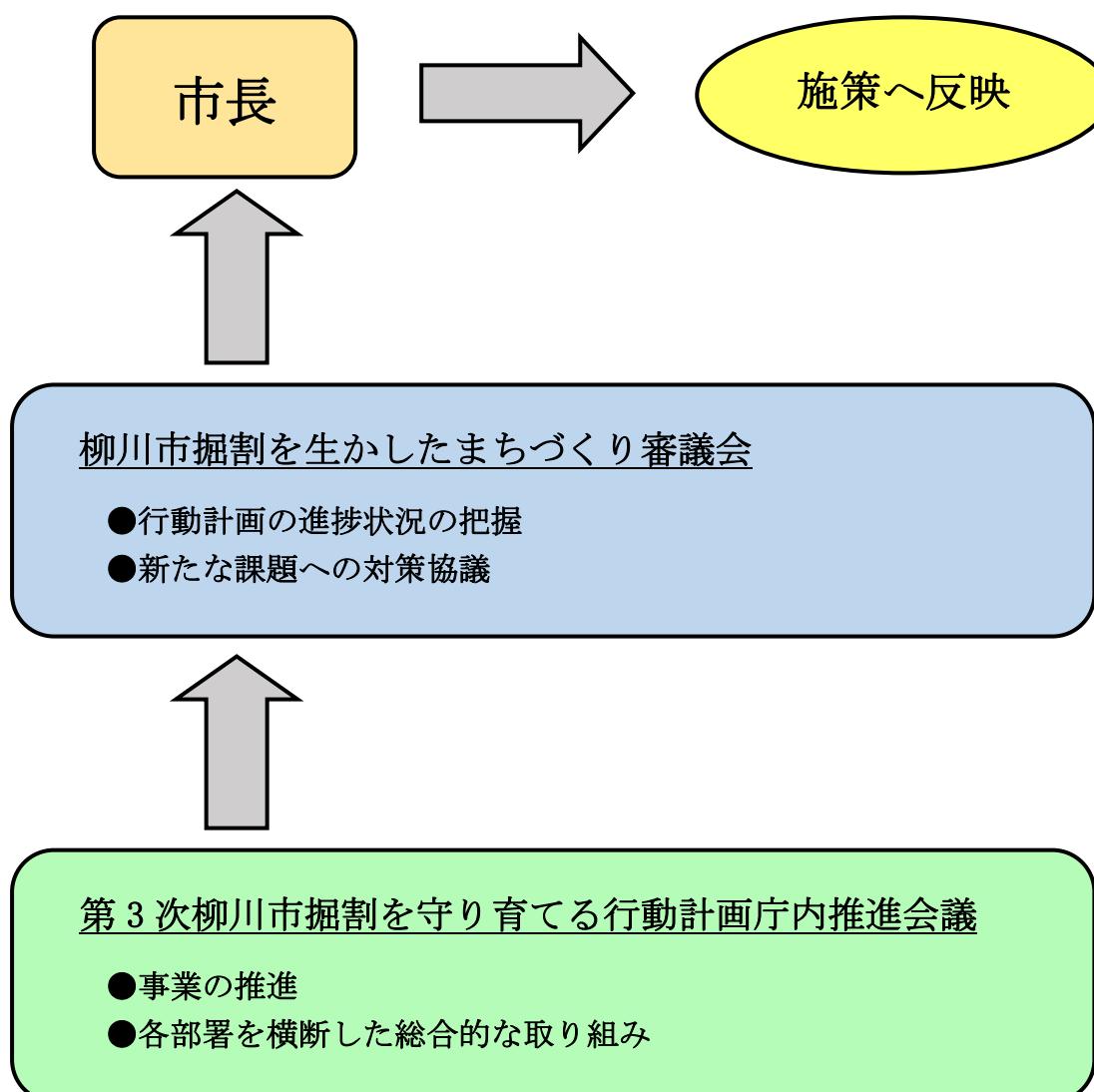
* エコライフ…環境に負担をかけない生活のこと。具体的には、電化製品はこまめに電源を切る、消費電力の少ないものやエコマークの付いたものを買う、雨水を貯めて庭の水まきに使用する、買い物にはレジ袋ではなく、買い物バックを持って行くなどです。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

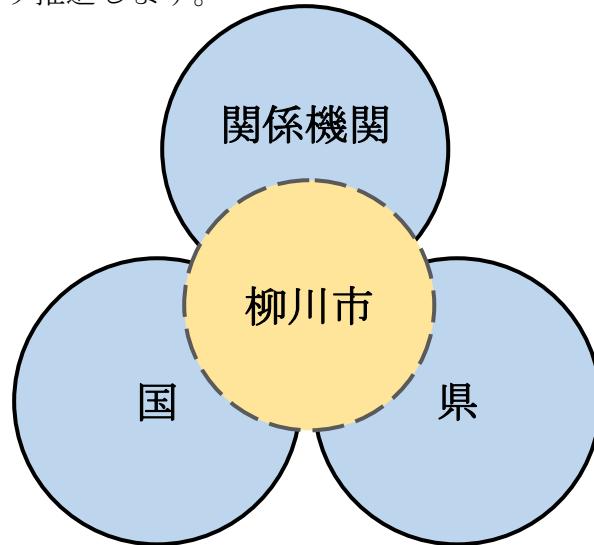
この行動計画は、行政のみでできるものではありません。市民一人ひとり、事業者、各種団体等の計画に対する理解と積極的な参加によって成り立つものであり、連携と協働により掘割を生かしたまちづくりを進めます。

行政内部に「第3次柳川市掘割を守り育てる行動計画庁内推進会議」を設置し、事業の推進状況を把握し、各部署を横断した総合的な取り組みを進めます。団体代表、市民代表などで構成する「柳川市掘割を生かしたまちづくり審議会」に事業の推進状況を報告し、新たな課題などへの対策を協議していただき、施策事業に反映させていきます。



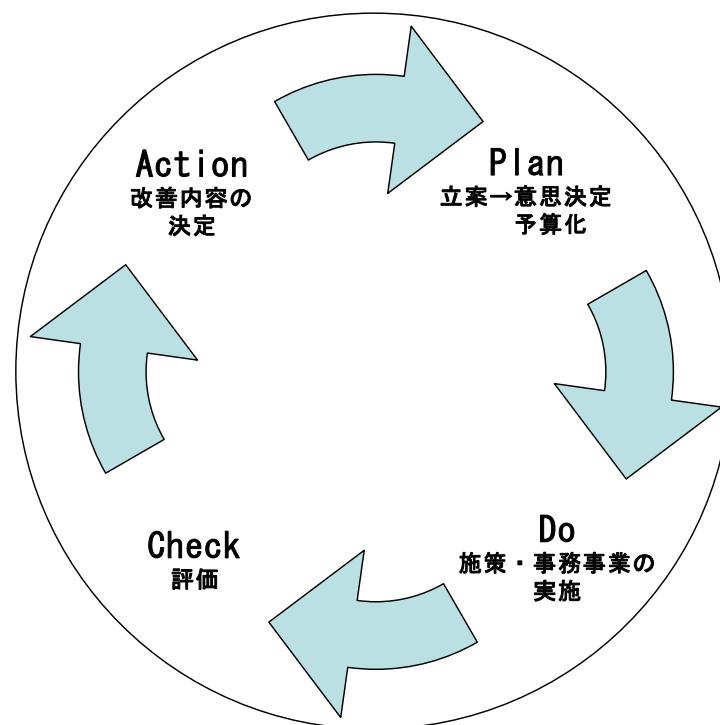
2 国・県・関係機関との連携

掘割を生かした柳川らしいまちづくりの形成に向けて、必要に応じ国・県・関係機関との情報交換を図り推進します。



3 計画の進行管理

計画を着実に推進していくために、事業の有効性や効果を客観的に判断するための目標値を設定し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・見直し）サイクルにより、継続的な業務改善と市民との情報共有を図ることにより、進行管理を行っていきます。



参考資料

柳川市掘割を守り育てる条例

目次 前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 水環境保全に関する基本的施策(第6条—第17条)
- 第3章 審議会等(第18条・第19条)
- 附則

私たちが住む柳川市は、総延長がおよそ930キロメートルにも及ぶ大小の掘割が網の目のように巡り、独特な水郷風景を形成している。この掘割は現代に残された歴史的な文化遺産であり、それが持つ独特な情緒は詩聖・北原白秋の詩歌の母体ともなった。

掘割は、水をためることにより、降り過ぎた雨水を一時遊ばせて内水はん濫を防いだり、農業用水や防火用水等に利用されたりして生産や市民生活と直接にかかわる重要な役割を担っている。この掘割は、先人たちが風土の悪条件と闘い、水と共生していくなかで形成された貴重な柳川市の歴史的財産である。

これまで柳川市では、様々な施策を実施して掘割保全の努力を続けてきたが、近年の社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、柳川市においても生活排水や事業所排水等による掘割の水質汚濁や景観の変ぼうが進行している。さらに、掘割の水が流れ込む河川や海など周辺環境への影響も懸念されている。

言うまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな水環境を享受する権利を有すると同時に、こうしたかけがえのない水環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務と使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び市が一体となって、美しい柳川市の掘割を守り育て、市民が誇り得る郷土を育てることを決意し、水の憲法ともいえるこの条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、柳川市の良好な水環境を保全し、及び創造することにより、柳川市独特の掘割を生かしたまちづくりを進め、もって現在及び将来の市民の快適で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 堀割 市内を流れる全ての水路（クリーク）をいう。
- (2) 水環境 堀割とその周辺の環境及び景観をいう。
- (3) 市民等 市民及び本市に滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内で行う事業について、自ら実施するもの又は契約により実施するものをいう。

(責務)

第3条 市、市民等及び事業者の三者は相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って堀割を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) 市の責務

- ア 市は、良好な水環境の保全及び創造に関し、自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施しなければならない。
- イ 市は、堀割の現状に影響を及ぼすと考えられる施策を策定し、実施しようとする際には、水環境の保全について配慮しなければならない。
- ウ 市は、水環境の保全を妨げるような行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(2) 市民等の責務

市民等は、良好な水環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

- ア 事業者は、その事業活動を行うに当たって、良好な水環境を破壊しないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- イ 事業者は、市が実施する良好な水環境の形成に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(適用区域)

第4条 この条例は、柳川市全域について適用するものとする。

(堀割の日)

第5条 市長は、市民の水環境保全についての関心と理解を深め、市民参加による水環境保全活動の意欲を高めるため、「堀割の日」を設ける。

2 堀割の日は、5月の第4日曜日とする。

3 市、市民等及び事業者は、堀割の日の趣旨にふさわしい事業を堀割の日又はその前後の一定期間に実施するよう努めなければならない。

第2章 水環境保全に関する基本的施策

(水質の保全)

第6条 市長は、生活排水等による掘割への負荷を軽減するために必要な施設の整備、生活排水対策の調査及び立案並びに啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、市が実施する施策に協力し、自らも生活排水や事業所排水等による掘割の水質の汚濁に対し必要な対策を講ずるとともに、良好な水質を保全するため、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 生活排水や事業所排水等を掘割に排出するときは、浄化槽、ためます等により浄化して排出すること。
- (2) 調理くず、廃食用油等の処理を適正に行うこと。

3 何人も、柳川市用排水路管理条例(平成17年柳川市条例第126号)第4条に掲げる禁止事項を行ってはならない。ただし、同条中「水路」とあるのは、「掘割」と読み替えるものとする。

(流水の確保)

第7条 市長は、良好な水環境を保全するため、矢部川及び筑後川流域との交流と連携による相互理解及び協力によって流水の確保に努めなければならない。

(親水性の確保)

第8条 市、市民等及び事業者は、護岸や柵など掘割の現状に影響を及ぼす施策を実施する場合は、日常的に水と親しめるような場所の確保に努めなければならない。

(景観の保全と創造)

第9条 市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、水郷情緒に満ちた景観の保全及び創造のため、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 埔は生け垣で緑化するなど良好な景観を形成すること。
- (2) 護岸工事を行う場合は、安全に配慮しながら、可能な限り自然石等を用い、周辺を緑化すること。
- (3) 生活排水や事業所排水等を掘割に排出する場合は、排水管を水面下に設置すること。

(自然環境の保全)

第10条 市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、掘割及びその周辺の希少な動植物を将来の世代に継承していくため、掘割を愛護し、自然環境の保全に努めなければならない。

2 前条第2号の護岸工事を行う場合は、可能な限り生態系を壊さず、自然と共生できる工法を用いるよう努めなければならない。

(公共的施設の整備)

第11条 市長は、下水道や水利施設の整備その他水環境保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、親水公園等の整備その他の良好な水環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境管理体制の整備促進)

第12条 市長は、水環境の保全及び創造に関する施策(以下「水環境に関する施策」という。)を総合的に調整し、かつ計画的に推進するために必要な体制を整備強化しなければならない。

2 市長は、水環境に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民等、事業者及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

(掘割を中心とする環境教育の振興)

第13条 市は、市民等及び事業者が掘割に対する関心を高め、水環境の保全についての理解を深めるとともに、活動を行う意欲が促進されるように、教育及び学習の促進を図るものとする。

2 市は、特に児童及び生徒に対して、掘割を中心とする環境教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動の推進)

第14条 市長は、市民等及び事業者が自発的に行う緑化活動及び水環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市長は、前2条の規定を推進するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市長は、良好な水環境に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係行政機関との連携)

第17条 市長は、良好な水環境に関する施策を推進するため、関係市町村等との連携を図るとともに、必要に応じ、国及び県に対して協力を要請するものとする。

第3章 審議会等

(審議会の設置及び所掌事務)

第18条 市長は、この条例の推進に関する重要事項を調査及び審議するため、柳川市掘割を生かしたまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例の推進に必要な事項を調査及び審議し、市長に提言するものとする。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要と認めるときは、市長に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(柳川市掘割を守り育てる条例の廃止)

2 柳川市掘割を守り育てる条例（平成10年柳川市条例第27号）は、廃止する。

柳川市掘割を生かしたまちづくり審議会委員名簿

No	氏名	所属・役職	審議会内の役職
1	中川辰蔵	柳川市行政区長代表委員協議会・会長	会長
2	桟島貞博	柳川市用排水路管理委員会（市委員会）・委員長	
3	梅寄義朗	柳川市用排水路管理委員会（市委員会）・副委員長	
4	閑正之	柳川市用排水路管理委員会（市委員会）・副委員長	
5	秋野隆士	公益財団法人九州経済調査協会	
6	近藤末治	柳川市議会議員	
7	田中康徳	柳川市議会議員	
8	藤吉佳美	柳川農業協同組合・理事	
9	横山義嗣	柳川市観光協会・会長	
10	藤木利美子	柳川市地域婦人会連絡協議会・会長	
11	太田淑子	柳川市クリーン連合会・理事	
12	平野幸二	水の会・事務局長	副会長
13	新開栄治	筑後農林事務所・農村整備第一課長	
14	姫野勇	福岡県有明海漁業協同組合連合会・業務部主事	
15	松藤由里子	柳川商工会議所・総務課長	
16	川口聰	柳川市社会教育委員会議・議長	